

# 地方競馬全国協会 会報

第 228 号 平成 14 年 4 月

## 目 次

<b><u>事業計画・事業報告</u></b>	平成 14 年度事業計画
<b><u>予算・決算</u></b>	平成 14 年度予算
<b><u>評議員会</u></b>	平成 13 年度第 2 回評議員会の開催
<b><u>公示・入所試験関係</u></b>	第 80 期騎手候補生の募集
<b><u>競馬関係</u></b>	
登録関係	馬主及び馬の登録数調べ
騎手候補生関係	第 75 期騎手候補生の修了 第 79 期騎手候補生の入所 研修実施状況（平成 14 年 1 月～ 3 月）
研修関係	
<b><u>規程関係</u></b>	
協会業務関係	地方競馬教養センター所則の一部改正
内部規程	役員の給与及び退職金の支給の基準
<b><u>協会への通知等</u></b>	
告示	地方競馬場の指定の取り消しについて （平成 14 年 2 月 26 日付け 13 生畜第 6335 号）
その他	「地方競馬に対する農林水産大臣賞の 授与について」の一部改正について （平成 14 年 3 月 8 日付け 13 生畜第 6779 号）
<b><u>人事</u></b>	平成 14 年 3 月
<b><u>できごと</u></b>	平成 14 年 3 月

## 平成14年度事業計画

地方競馬の状況は、長引く景気の低迷、レジャーの多様化等の影響もあって、JBC競走の創設や広域場間場外発売の拡大等の様々な振興策に積極的に取り組んでいるものの、売上げが引き続き前年度を下回るなど、厳しさが更に増してきている。

平成12年度は、全ての主催者で単年度収支がマイナスとなり、また、競馬事業からの撤退を表明する主催者もでた。

このような状況に鑑み、昨年8月に農林水産省は、「地方競馬のあり方に係る研究会」を発足させ、12月には今後の地方競馬の展開方向等についての中間報告書が取りまとめられた。

地方競馬全国協会は、このような状況を踏まえ、競馬事業の安定的発展を図るため、地方競馬の公正かつ円滑な実施のための事業を着実にを行うとともに、主催者間の連携・協調を基本とした競馬振興策を重点的に推進する。また、馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための補助事業を一層の創意工夫を加えて実施する。

更に、業務運営にあたっては、より一層の改善、合理化を図り、効率的な執行に努める。

### 1. 地方競馬の公正確保と円滑な実施

- (1) 馬主及び馬の登録並びに調教師、調教師補佐及び騎手の免許を行うとともに、きゅう務員の設置認定に関し地方競馬主催者に協力する。
- (2) 調教師及び騎手の養成については、それぞれの課程を設け実施する。また、調教師、調教師補佐及び騎手については、研修講座等の実施により再教育を図るとともに、事件、事故等の発生状況に応じ、必要な競馬場において現地指導を実施する。
- (3) 地方競馬の開催に際し、裁決その他の競馬の実施実務を担当する専門職員を競馬場に派遣するほか、競馬実務担当者の研修を実施する。
- (4) 競走馬の資質の向上と競走内容の充実を図るため、ダートグレード競走等の優勝馬の馬主、調教師、騎手等に対し会長賞を授与する。
- (5) 地方競馬における公正確保に関連する諸問題について調査及び検討を行う。

### 2. 地方競馬の公正化促進と運営の改善のための事業に対する助成

- (1) 地方競馬主催者等が競馬の公正確保又は運営の改善を図るために行う競馬場、競馬場関連施設の整備事業等に対し助成する。

- (2) 地方競馬の運営の改善に資するため、地方競馬用施設貸付事業基金の拡充を図る事業に対し助成する。
- (3) (財)地方競馬共済会が行う共済事業、(財)競馬保安協会が行う調査事業及び(財)競走馬理化学研究所が行う薬物検査事業に対し助成する。
- (4) 地方競馬主催者、きゅう舎関係者等が行う研修会等に対して講師を派遣し、又は助成する。

### 3. 畜産振興事業に対する補助

国においては、「食料・農業・農村基本法」に基づき「食料・農業・農村基本計画」を定め、国内農業生産を食料供給の基本と位置付け、その維持、増大を図るため担い手の確保、生産性の向上等に取り組んでおり、この中において、畜産については、「新たな酪農・乳業対策大綱」を着実に実行するとともに、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、「家畜改良増殖目標」、「飼料増産推進計画」等に即し、具体的な施策に取り組んでいるところである。

畜産振興補助事業の実施にあたっては、その効率的・効果的な推進に努めるとともに、昨年の牛海綿状脳症(BSE)のわが国における初めての発症等、畜産をめぐる厳しい状況を踏まえ、国及び地方公共団体の畜産振興に関する方針に即して、次の事業に補助する。

- (1) 種馬の登録の推進、優良種雄馬や農用種雌馬の導入等の馬の改良増殖推進事業
- (2) 畜産農家に対する経営指導を行うための経営診断や調査、情報収集・提供等の畜産経営技術指導事業
- (3) 乳用牛、肉用牛を始めとする各畜種の生産、防疫並びに環境保全等の畜産経営合理化事業
- (4) 食肉センターの改善等の家畜畜産物等流通合理化事業
- (5) その他畜産振興に係る事業及び馬事・畜産に関する普及啓発を推進するための事業

### 4. 企画・調査及び競馬振興策の推進

- (1) 競馬及び畜産に関する諸情勢の調査分析を行う。
- (2) 地方競馬主催者間等の連携協調を基本とした今後の地方競馬の展開方向や振興策について企画・調査等を行い、必要な施策について関係者間の調整を図りつつ推進する。

- (3) ダート競走の地位及び魅力の向上を図るため、その体系化の更なる整備を図る。
- (4) 第2回目となるJBC競走の円滑な実施(11月4日、盛岡競馬場)に向け、具体的な実施計画を立案するための実行委員会の運営に当たる。
- (5) ダートグレード競走の広く効果的な認知を図るため、統一的なイメージによる情報提供を行うとともに、同競走の放映体制の整備を推進する。
- (6) 広域及びブロック内の場間場外発売並びに在宅投票を推進するため、情報提供の充実に努める。
- (7) 地方競馬共同在宅投票システムの拡充を図るため、引き続き同システムへの参画及び運営等について主催者間と調整を図る。
- (8) 地方競馬のインターネット投票システムの構築を推進するため、主催者及び関係団体との調整に努める。

## 5. 広 報

- (1) 地方競馬のイメージアップ及び畜産の普及啓発を図るため、月刊誌の発行等による広報活動を実施する。
- (2) 地方競馬の全国的興行を推進するため、地元主催者と連携し、地域に密着した広報を実施する。
- (3) インターネットのホームページを活用して、地方競馬に関する各種情報や各競馬場の出走表、オッズ、競走結果、騎手や競走馬の成績等の最新情報を引き続き発信する。また、マスコミ等を通じた地方競馬情報の充実を図るため、地方競馬の競走に係る情報提供を推進する。
- (4) 年間における成績の優秀な競走馬、調教師、騎手等の全国表彰(NARグランプリ)を引き続き実施する。

## 6. 国際会議への参加等

競馬の国際化に対応するため、アジア競馬連盟総会、パリ国際競馬会議等への出席、地方競馬主催者等と外国の競馬関係者との連絡調整、地方競馬の主要競走の紹介等を行う。

## 7. 監査及び考査の実施

補助事業又は助成事業の実施、管理及び運営の効果を判定するとともに、不当行為の防止を図るため、これらの事業に係る監査及び考査を実施する。

# 平成14年度予算

## 畜産振興業務勘定

収入			支出		
科 目	14 年度	13 年度	科 目	14 年度	13 年度
	千円	千円		千円	千円
交付金収入	4,375,358	4,604,250	畜産振興補助事業費	2,744,051	3,150,705
受入利息	16,931	20,310	畜産振興事業費補助金	2,700,000	3,100,000
雑収入	9,873	8,771	畜産振興補助事務費	44,051	50,705
前年度繰越金受入	631,565	894,340	畜産振興事業費	88	108
			繰入金	2,269,588	2,356,858
			管理勘定への繰入金	2,111,713	2,257,880
			退職給与引当金繰入	157,875	8,978
			予備費	20,000	20,000
収入合計	5,033,727	5,527,671	支出合計	5,033,727	5,527,671

## 競馬業務勘定

収入			支出		
科 目	14 年度	13 年度	科 目	14 年度	13 年度
	千円	千円		千円	千円
交付金収入	1,479,036	1,569,750	競馬業務費	1,012,498	1,172,283
競馬業務収入	24,956	26,537	登録業務費	42,823	46,139
登録料収入	19,785	21,315	免許業務費	9,562	11,030
免許手数料収入	3,146	3,176	調教師・騎手養成訓練業務費	164,396	179,628
専門職員派遣収入	2,025	2,046	専門職員養成訓練業務費	6,061	10,323
受入利息	5,076	6,669	専門職員派遣及びあっせん費	130,033	156,901
雑収入	9,833	3,517	競馬公正化促進事業費	624,623	718,262
前年度繰越金受入	300,090	451,394	競馬公正確保		
			・運営改善推進助成事業費	5,000	50,000
			競馬振興促進費	30,000	50,000
			繰入金	756,493	785,584
			管理勘定への繰入金	703,868	752,588
			退職給与引当金繰入	52,625	32,996
			予備費	50,000	50,000
収入合計	1,818,991	2,057,867	支出合計	1,818,991	2,057,867

管 理 勘 定

収入

支出

科 目	14 年度	13 年度	科 目	14 年度	13 年度
	千円	千円		千円	千円
畜産振興業務勘定			管理費	2,599,854	2,657,776
から繰入金	2,111,713	2,257,880	企画広報費	185,727	322,692
競馬業務勘定から繰入金	703,868	752,588	予備費	30,000	30,000
収入合計	2,815,581	3,010,468	支出合計	2,815,581	3,010,468
収入総合計	6,852,718	7,585,538	支出総合計	6,852,718	7,585,538

## 平成13年度第2回評議員会の開催

平成13年度第2回評議員会は2月28日(木)午前10時30分から世界貿易センタービルにおいて、農林水産省生産局競馬監督課鈴木課長補佐(地方班担当)、総務省自治財政局椎川地方債課長ほか関係係官の臨席を得て、評議員18名出席のもとに開催された。協会から諮問した平成14年度事業計画(案)及び予算(案)並びに畜産振興補助事業実施計画(案)の議案については、出席評議員全員によって異議なく了承された。

なお、この事業計画(案)及び予算(案)は、平成14年3月13日付けで農林水産大臣の認可を得た。

## 第 80 期騎手候補生の募集

第 80 期騎手候補生を下記のとおり募集する。

平成 14 年 5 月 1 日

地方競馬全国協会 会長 麿 滋

### 記

#### 1 募集人員

15 名程度

#### 2 試験を行う場所及び日時

##### (1) 第 1 次試験

###### ア 試験場

試験場名	所在地	電話番号
岩手県競馬組合競馬会館	岩手県盛岡市神明町 3-29	(019)625-2351
地方競馬全国協会		
地方競馬教養センター	栃木県那須郡塩原町大字接骨木 443	(0287)36-5511
愛知県競馬組合競馬会館	愛知県名古屋市港区泰明町 1-1	(052)661-9791
園田競馬場	兵庫県尼崎市田能 2-1-1	(06)6491-0601
佐賀競馬場	佐賀県鳥栖市江島町字西谷 3256-228	(0942)83-4538

###### イ 日時

平成 14 年 6 月 26 日(水) 午前 10 時開始

(備考) 上記の試験場及び日時については、都合により変更することがある。

##### (2) 第 2 次試験(第 1 次試験合格者のみ)

###### ア 試験場

地方競馬全国協会 地方競馬教養センター(以下「当協会教養センター」という。)

(〒329-2807 栃木県那須郡塩原町大字接骨木 443)

###### イ 日時

平成 14 年 8 月 20 日(火) から同年 8 月 23 日(金) までの間で受験者ごとに当協会が指定する日時(1泊2日)

(備考) 日時については別途受験者本人に協会から通知する。

また、受験者の宿泊場所及び食事は、協会が用意する。

#### 3 受験者の資格

##### (1) 年齢等

平成 14 年 4 月 1 日現在 15 歳以上 20 歳以下(昭和 56 年 4 月 2 日から昭和 62 年 4 月 1 日までの間に生まれた者)であること。

## (2)学歴

中学校を卒業した者であること。

## (3)身体

### ア 身長

平成 14 年 4 月 1 日現在 15 歳及び 16 歳の者（昭和 60 年 4 月 2 日から昭和 62 年 4 月 1 日までの間に生まれた者。以下「16 歳以下の者」という。）については、原則として 163.0 センチメートル以下、17 歳以上 20 歳以下の者（昭和 56 年 4 月 2 日から昭和 60 年 4 月 1 日までの間に生まれた者。以下「17 歳以上の者」という。）については、原則として 165.0 センチメートル以下であること。

### イ 体重

16 歳以下の者については 43.0 キログラム以下、17 歳以上の者については 44.0 キログラム以下であること。

### ウ 視力

両方の眼とも眼鏡（コンタクトレンズを含む）を用いないで 0.6 以上であること。

### エ 色別力

全色盲又は全色弱でないこと。

### オ 聴力

両方の耳とも強度の難聴でないこと。

## (4)乗馬経験

問わない。

## (5)その他

ア 成年被後見人及び被保佐人又は破産者で復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられた者及び競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者の受験資格について審査し、申請者が受験資格に該当しない場合又は身体について明らかに合格基準を満たさない場合には、申請を受け付けない。

（注）(1) 及び(3) において「○歳」とあるのは、その者の誕生日をもって記載された各年齢に達したものとする。

## 4 受験申請の手続き

### (1)受験申請に必要な書類等

#### ア 受験申請書

#### イ 履歴書

ウ 住民票記載事項証明書（世帯全体のもの。提出日前 3 か月以内に作成されたものに限る。）

エ 念書（成年被後見人及び被保佐人又は破産者で復権を得ない者、禁錮以上の刑に処せられた者及び競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者のいずれにも該当していない旨を記載して記名押印し、又は署名したもの）

オ 親権者又は後見人の同意書

カ 最終学校の学業成績証明書（封印したものに限る。学校の都合により交付が受けられない場合は、学校長がその旨を証明した書類を提出すること。ただし、過去に受験した者で、最終学校卒業後に作成された学業成績証明書を提出した者については、提出は必要ない。）

キ 健康診断書（提出日前 3 か月以内に作成されたものに限る。できる限り公立の病院、大学の附属病院又は総合病院で受診すること。）

ク 写真 3 葉（端正な服装をした縦正面上半身脱帽のライカ版（縦 36 ミリメートル、横 24 ミリメートル）の写真で、提出前 3 か月以内に撮影したもの。裏面に氏名を記載すること。）

ケ 受験者の住所氏名を明記した官製はがき

（備考）1. 上記のアからキまでの書類については、当協会所定の用紙を使用するものとし、用紙は当協会教養センター又は別記の駐在員に申し出て受け取ること。なお、郵送を希望する場合は、160 円分の切手を同封して当協会教養センターに請求すること。

2. 現にきゅう務員の認定を受けている者については、ウ及びエの書類の提出は必要ない。

3. 上記のウの書類については、申請者が外国人の場合には、これに代えて外国人登録済証明書を提出することになるので、当協会教養センターに問い合わせること。

4. 提出された応募書類は、一切返還しない。

## (2) 受験申請書等の受付期間及び提出先

受験申請書等は、平成 14 年 5 月 20 日(月)から同年 6 月 10 日(月)までの間に当協会教養センター（〒329-2807 栃木県那須郡塩原町大字接骨木 443）に直接郵送するか、又は別記の駐在員を経由して同センターに提出すること。

## 5 試験科目

### (1) 第 1 次試験

#### ア 身体

身長及び体重の測定並びに視力、色別力及び聴力の検査

#### イ 学力

国語、数学及び社会の 3 科目についての筆記試験(中学校卒業程度)

#### ウ 人物

過去の受験歴、入所歴、競馬業務歴等についての書類審査

### (2) 第 2 次試験

#### ア 身体

身長及び体重の測定並びに視力、色別力及び聴力の検査

#### イ 運動機能

次の 12 種目による運動能力の検査

〔平衡性〕閉眼片足立ち

〔瞬発力〕垂直跳び

〔筋持久力〕上体起こし、懸垂

〔筋力〕握力、背筋力

〔敏しょう性〕サイドステップ、ジャンプステップテスト、シャトルラン

〔心肺持久力〕1500 メートル持久走

〔柔軟性〕上体そらし、立位体前屈

## ウ 面接

口頭試問等による騎手及び騎手候補生としての適性審査

### 6 受験時の注意

- (1) 受験者は、第 1 次試験の際には筆記用具を、第 2 次試験の際には運動服(上下)および運動靴並びに宿泊に必要な衣類、洗面用具等を持参して、所定の試験場に定刻の 30 分前までに集合すること。
- (2) 試験当日に受験資格体重を超えた者は、受験することができない。

### 7 受験場の変更

受験申請書等の提出後やむを得ない理由により第 1 次試験の受験場の変更を希望する者は、あらかじめ当協会教養センター又は別記の駐在員に申し出て受験場を変更することができる。

### 8 合格基準

当協会騎手候補生入所試験合否判定基準に基づき判定し、第 1 次試験において成績上位 42 名以内を第 2 次試験の受験資格とし、第 2 次試験において成績上位 15 名程度を合格者とする。

### 9 試験結果の通知

第 1 次試験の結果は平成 14 年 7 月上旬に、第 2 次試験の結果は平成 14 年 8 月下旬に、それぞれ協会から受験者に通知する。(通知日は各試験受験時に発表する。)

### 10 入所の許可

協会は、第 2 次試験に合格した者に対し当協会教養センターへの入所を許可する。

この場合、入所を許可された者は直ちに下記の書類を同センターに直接郵送するか、又は別記の駐在員を経由して同センターに提出すること。

#### ア 戸籍謄本

イ 成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書並びに本籍地の市区町村長が発行する身分証明書。

いずれも提出日前 3 か月以内に作成されたものに限る。ただし、入所を許可された日において 20 歳に達していない者(婚姻している者を除く。)及びきゅう務員についてはイの書類の提出は必要ない。

### 11 入所許可の取り消し

協会は、入所を許可した者で入所の日に受験資格体重から 2 ㎏を超過した者については、入所の許可を取り消す。

### 12 養成期間

平成 14 年 10 月から平成 16 年 9 月までの 2 年間

### 13 養成場所

当協会教養センター。ただし、養成期間の途中において 6 か月間の競馬場実習を行う。

### 14 養成期間中の待遇等

- (1) 協会は、訓練に必要な装具(乗馬ズボン、乗馬靴、保護具等)、教材、制服、防寒着等の経費を負担する。ただし、第 80 期騎手候補生にあっては、在所中の食事にかかる材料費の 2 分の 1 相当額および被服類等の一部は本人の負担とし、その経費は合計 437,000 円を上回らない額とする。

この他、通信費、日用雑貨購入費、嗜好品代等日常生活における経費の個人負担がある。

(2) 協会は、在所中の食事にかかる材料費の負担について、騎手候補生の保護者が生活保護を受けている等の理由により負担が困難である者については、「食事に要する費用負担に関する実施要領」の定めるところによりその徴収を猶予又は免除することがある。

(3) 騎手候補生が訓練に起因する事故等により傷病にかかり、又は死亡した場合には、「地方競馬全国協会講習生災害補償給付規定」の定めるところにより災害補償給付を行う。

#### 15 就業予定競馬場の決定

地方競馬教養センター入所の際、就業予定競馬場が決定していない者は、競馬場実習の開始時までに就業予定競馬場を決定しなければならない。この場合において、協会は、必要に応じ本人の希望を聴取したうえ、主催者等に対し紹介を行うことがある。

#### 16 騎手免許試験の受験

課程修了時に、当協会教養センターにおいて行われる騎手免許試験を受験することができる。

#### 17 受験中の事故の取扱い

受験中に生じた傷害等の事故については、協会はその責を負わない。

#### 18 その他

以上の事項につき不明な点があれば、当協会教養センター又は別記の駐在員に問い合わせること。

## 別記

## 駐在員名簿

担当地区	氏名	連絡場所		電話
北海道	藤堂 守	地方競馬全国協会 駐在員事務所	〒060-0003 札幌市中央区北三条西 7-1 第 1 水産ビル (酪農センター) 6F	(011) 261-7689
岩手県	菊池 良治	岩手県競馬組合事務局	〒020-0884 盛岡市神明町 3-29 (競馬会館)	(019) 625-2351
山形県	鏡 紀一郎	上山市競馬事務所	〒999-3101 上山市金瓶字湯坂山 20-1	(023) 672-0373
栃木県	佐野 源一	栃木県総務部公営競技課	〒321-0152 宇都宮市西川田 2-1-1	(028) 658-0031
群馬県	大井田 廣	群馬県競馬組合 境町トレーニングセンター	〒370-0102 群馬県佐波郡境町上瀨名 739	(0270) 76-4321
埼玉県	川島 一男	埼玉県浦和競馬組合 野田管理事務所	〒337-0977 さいたま市上野田 696	(048) 878-2473
千葉県	稲葉 三磨	千葉県競馬組合事務局	〒273-0013 船橋市若松 1-2-1	(047) 431-2156
東京都	名取 悟	地方競馬全国協会	〒106-8639 港区麻布台 2-2-1	(03) 3583-2142
神奈川県	平田 清	神奈川県川崎競馬組合 小向駐在事務所	〒212-0002 川崎市幸区小向仲野町 15-4	(044) 511-8449
石川県	盛田 豊一	石川県競馬事業局	〒920-3105 金沢市八田町西 1	(076) 258-5761
岐阜県	西川 信義	岐阜県地方競馬組合事務局	〒501-6191 岐阜県羽島郡笠松町若葉町 12	(058) 387-3601
愛知県	杉浦 了	愛知県競馬組合事務局	〒455-0069 名古屋市港区泰明町 1-1	(052) 661-9791
兵庫県	山本 龍二	兵庫県競馬組合 園田管理事務所	〒661-0951 尼崎市田能 2-1-1	(06) 6491-0601
島根県	山田 建男	益田市競馬事務局	〒698-0041 益田市高津 4-7-1	(0856) 23-3733
広島県	八木 隆	福山市競馬事務局	〒720-0823 福山市千代田 1-1-1	(0849) 53-0828
高知県	細木 康彦	高知県競馬組合事務局	〒781-0271 高知市長浜宮田 2000	(088) 841-5123
佐賀県	坂井 和美	佐賀県競馬組合事務局	〒841-0073 鳥栖市江島町字西谷 3256-228	(0942) 83-4538
熊本県	宅間 眞次	荒尾競馬組合事務局	〒864-0003 荒尾市宮内出目 72	(0968) 62-4133

地方競馬全国協会 地方競馬教養センター (電話 0287-36-5511)

〒329-2807 栃木県那須郡塩原町大字接骨木 443

## 馬主および馬の登録数調べ

### 平成14年3月分 登録件数等

区分	登録	抹消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬主	53	6	4	10			1
馬	718	302	2		439	16	19

### 競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
2歳	425	57	482	0	482
3歳	86	5	91	0	91
4歳	92	0	92	0	92
5歳	24	0	24	0	24
6歳以上	29	0	29	0	29
計	656	62	718	0	718

ただし、登録事項の変更及び抹消については3月中に事務処理済みの件数である。

## 第 7 5 期騎手候補生の修了

協会は、第 75 期騎手候補生の修了式を 3 月 28 日地方競馬教養センターにおいて行った。  
修了した者は 18 名で次のとおりである。

また、同時に騎手免許試験に合格した修了者 18 名全員に騎手免許証を交付した。

都 道 県	氏 名	都 道 県	氏 名
北海道	佐々木 直 貴	東京都	大 澤 寛 之
"	笹 木 美 典	"	和 田 譲 治
岩手県	木 村 暁	神奈川県	前 住 和 寿 介
"	齋 藤 雄 一	岐阜県	筒 井 勇 介
群馬県	矢 野 貴 之	兵庫県	吉 村 智 洋
埼玉県	笹 原 直 樹	広島県	池 田 敏 樹
千葉県	林 幻	"	周 藤 直 樹
"	脇 田 創	"	松 井 伸 也
東京都	有 年 淳	熊本県	松 島 慧

## 第79期騎手候補生の入所

協会は、第79期騎手候補生の入所式を4月3日地方競馬教養センターにおいて行った。  
入所試験に合格し、入所を許可された者は15名で次のとおりである。

都道府県	氏名	性別	年齢	所属予定調教師
岩手県	高松 亮	男	15	村上 佐重喜
山形県	竹田 吉孝	〃	15	小国 忍
千葉県	山口 達哉	〃	15	金澤 豊
〃	山下 貴之	〃	16	坂本 昇
東京都	高野 毅	〃	18	佐藤 壽
〃	松戸 政也	〃	15	未定
神奈川県	中地 雄一	〃	15	足立 勝久
〃	山田 順一	〃	15	未定
静岡県	鈴木 清崇	〃	15	未定
愛知県	吉田 侑司	〃	15	未定
兵庫県	武藤 隆一	〃	15	鴨林 毅
島根県	池野 光	〃	15	大賀 孝司
〃	田中 良明	〃	15	椋木 幹雄
佐賀県	南谷 圭哉	〃	19	山田 勇
熊本県	岩永 千明	女		幣旗 吉治

(年齢は4月1日現在)

## 研修実施状況（平成14年1月～3月）

平成13年度裁決委員業務研修（ ）アドバンスコース

期間 平成14年1月29日（火）～31日（木） 3日間

場所 地方競馬研修館

岩手県競馬組合	山屋 恵一	兵庫県競馬組合	西 龍一
群馬県競馬組合	野口 隆志	福山市	片岡 章三
埼玉県浦和競馬組合	外池 修	荒尾競馬組合	吉田 公春

平成13年度第2回発走委員業務研修

期間 平成14年3月11日（月）～3月28日（木） 18日間

場所 地方競馬研修館・美浦トレセン・宇都宮、船橋競馬場

神奈川県 川崎競馬組合	佐藤 常男
----------------	-------

平成13年度第2回新人騎手研修講座

期間 平成14年1月22日（火）～1月24日（木） 3日間

場所 地方競馬研修館

岩手県	大坪 慎	愛知県	宇佐美亨
"	山口 俊	兵庫県	西川進也
山形県	服部大地	島根県	末田秀行
埼玉県	平山真希	"	御神本訓史
千葉県	田中 力	広島県	高森良樹
石川県	鈴木太一	"	山田直樹
岐阜県	佐藤友則		

平成13年度第2回騎手研修講座

期間 平成14年2月5日（火）～2月7日（木） 3日間

場所 地方競馬研修館

岩手県	関本浩司	佐賀県	鮫島克也
山形県	小嶋久輝	"	亀井洋司
石川県	平瀬城久	熊本県	田中隆仁
兵庫県	米田幸治		

平成13年度第2回調教師研修講座

期間 平成14年2月12日（火）～2月15日（金） 4日間

場所 地方競馬研修館

北海道ばんえい	今井茂雅	岐阜県	藤田勝正
"	野々宮豊	兵庫県	中野 明
石川県	南 昭造	"	國澤利照
岐阜県	柴田高志		

平成 13 年度騎手訓練

期間 平成 14 年 2 月 25 日(月) ~ 3 月 8 日(金) 12 日間

場所 地方競馬研修館

群馬県	藤塚聡子	愛知県	清家義徳
埼玉県	折笠豊和	兵庫県	板野 央
千葉県	石崎 駿		

平成 13 年度ばんえい新人騎手訓練

期間 平成 14 年 3 月 4 日(月) ~ 3 月 8 日(金) 5 日間

場所 地方競馬研修館

佐藤希世子	塩 祐三	高橋洋典	辻本貴信
-------	------	------	------

## 地方競馬教養センター所則の一部改正

地方競馬教養センター所則（昭和54年度達第1号）の一部を別添「新旧対照表」のとおり改正する。

### 附 則

- この達は、平成14年4月1日から実施する。
- 改正後の第14条の規定は、平成14年4月以降に入所を許可した騎手候補生及び調教講習生並びに平成14年4月以降に選定した訓練生に適用する。ただし、平成14年度内に入所を許可した騎手候補生が負担しなければならない額は、食事に要する費用の2分の1相当額とする。

（注）新旧対照表については、読みやすくするため組み直したものを収録した。

### 新 旧 対 照 表

（原文縦書）

新	旧
<p>第1章 総則 （目的） 第1条 この所則は、地方競馬全国協会業務方法書の規定により地方競馬全国協会（以下「協会」という。）の行う調教師及び騎手並びに専門職員の養成及び訓練に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 調教師及び騎手の養成 （教育担当者） 第2条 地方競馬教養センター（以下「教養センター」という。）における調教講習生及び騎手候補生の教育は、協会の役職員及び協会会長（以下「会長」という。）が委嘱し、又は会長の委任を受けて教養センター所長（以下「所長」という。）が委嘱した講師がこれにあたる。</p> <p>第4節 入所期間中の生活等 （食事に要する費用の負担） 第14条 <u>入所者は、所長が別に定めるところにより、食事に要する費用に相当する額を負担しなければならない。ただし、所長が特に認められた者については、この限りでない。</u></p> <p>第3章 調教師及び騎手の訓練 （準用規定）</p>	<p>第1章 総則 （目的） 第1条 この所則は、地方競馬全国協会業務方法書（以下「業務方法書」という。）<u>第52条第5項、第59条第5項及び第62条第2項の規定に基づき、</u>調教師及び騎手並びに専門職員の養成及び訓練に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2章 調教師及び騎手の養成 （教育担当者） 第2条 地方競馬教養センター（以下「教養センター」という。）における調教講習生及び騎手候補生の教育は、<u>地方競馬全国協会（以下「協会」という。）</u>の役職員及び協会会長（以下「会長」という。）が委嘱し、又は会長の委任を受けて教養センター所長（以下「所長」という。）が委嘱した講師がこれにあたる。</p> <p>第4節 入所期間中の生活等</p> <p>第14条 <u>削除</u></p> <p>第3章 調教師及び騎手の訓練 （準用規定）</p>

<p>第20条 第2条、第5条第1項、第8条、第10条、第11条第1項、同条第2項、同条第5項、第12条、第13条、<u>第14条</u>及び第15条の規定は、調教師及び騎手の訓練について準用する。この場合において、第11条第2項中「<u>訓戒、謹慎及び停学</u>」とあるのは「<u>訓戒及び謹慎</u>」と、同条第5項中「<u>懲戒したときは</u>」とあるのは「<u>懲戒したときその他その者に所内の規律に違反する事実があつたとき</u>」と、同項中「<u>主催者及び保証人</u>」とあるのは「<u>主催者</u>」と、<u>第14条中「入所者</u>」とあるのは「<u>訓練生</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>第20条 第2条、第5条第1項、第8条、第10条、第11条第1項、同条第2項、同条第5項、第12条、第13条及び第15条の規定は、調教師及び騎手の訓練について準用する。この場合において、第11条第2項中「<u>訓戒、謹慎及び停学</u>」とあるのは「<u>訓戒及び謹慎</u>」と、同条第5項中「<u>懲戒したときは</u>」とあるのは「<u>懲戒したときその他その者に所内の規律に違反する事実があつたとき</u>」と、同項中「<u>主催者及び保証人</u>」とあるのは「<u>主催者</u>」と読み替えるものとする。</p>
--	--

(注) インターネットの画面表示にて、新旧対照表の(新)と(旧)の欄の行にずれが生じる場合があります。

## 役員の給与及び退職金の支給の基準

平成14年4月1日現在

### 1 役員給与

給与の種類	支給基準等
ア 本 俸	月額（単位：千円）
	会長 1,056
	副会長 970
	常務理事・理事 873
	監事 790
イ 特別調整手当	本俸月額×0.12
ウ 通勤手当	一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第12条第1項及び第2項の規定に準じて支給
エ 特別手当	[本俸月額×1.25 + 特別調整手当月額 + (本俸月額 + 特別調整手当月額)×0.2] × (＊) (＊) 支給率：年3.55ヶ月

### 2 役員退職金

退職日における本俸月額×0.28×在職期間（月数）

（平成14年4月1日から実施。なお、平成14年3月31日までの在任期間については、同日における本俸月額に改定前の率（0.36）を乗じて計算する。）

## 地方競馬場の指定の取り消しについて

平成 14 年 2 月 26 日付け 13 生畜第 6335 号  
農林水産省生産局長から地方競馬全国協会会長あて

平成 14 年 2 月 26 日付け農林水産省告示第 451 号で別紙のとおり地方競馬場の指定が取り消されたので通知する。

(原文縦書)

農林水産省告示第 451 号

競馬法施行令(昭和 23 年政令第 242 号)第 17 条第 1 項の規定に基づき地方競馬を開催することができる競馬場として指定した中津競馬場については、同条第 2 項第 1 号の規定によりその指定を取り消し、昭和 29 年 12 月 16 日農林省告示第 832 号(地方競馬を開催することができる競馬場指定)の一部を次のように改正する。

なお、昭和 29 年 12 月 27 日農林省告示第 871 号(地方競馬を開催することができる競馬場指定)、昭和 30 年 3 月 14 日農林省告示第 231 号(地方競馬を開催することができる競馬場指定)、昭和 30 年 6 月 10 日農林省告示第 500 号(地方競馬を開催することができる競馬場指定)、昭和 30 年 8 月 8 日農林省告示第 666 号(地方競馬を開催することができる競馬場指定)及び昭和 31 年 12 月 26 日農林省告示第 1003 号(地方競馬を開催することができる競馬場指定)については廃止する。

平成 14 年 2 月 26 日

農林水産大臣 武部 勤

名 称	所 在 地
岩見沢競馬場	北海道岩見沢市
旭川競馬場	北海道旭川市
帯広競馬場	北海道帯広市
北見競馬場	北海道北見市
札幌競馬場	北海道札幌市
門別競馬場	北海道沙流郡門別町
盛岡競馬場	岩手県盛岡市
水沢競馬場	岩手県水沢市
上山競馬場	山形県上市
新潟競馬場	新潟県豊栄市
三条競馬場	新潟県三条市
足利競馬場	栃木県足利市

宇都宮競馬場	栃木県宇都宮市
高崎競馬場	群馬県高崎市
浦和競馬場	埼玉県さいたま市
船橋競馬場	千葉県船橋市
大井競馬場	東京都品川区
川崎競馬場	神奈川県川崎市
金沢競馬場	石川県金沢市
笠松競馬場	岐阜県羽島郡笠松町
名古屋競馬場	愛知県名古屋市
中京競馬場	愛知県豊明市
園田競馬場	兵庫県尼崎市
姫路競馬場	兵庫県姫路市
益田競馬場	島根県益田市
福山競馬場	広島県福山市
高知競馬場	高知県高知市
佐賀競馬場	佐賀県鳥栖市
荒尾競馬場	熊本県荒尾市

## 「地方競馬に対する農林水産大臣賞の授与について」の一部改正について

平成 14 年 3 月 8 日付け 13 生畜第 6779 号  
農林水産省生産局長から地方競馬全国協会会長あて

地方競馬における競走馬の資質の向上と競馬の健全な発展に資するため、地方競馬における競走に対し農林水産大臣賞状及び賞牌を授与しているところであるが、この度、地方競馬の一層の発展を図るため、「地方競馬に対する農林水産大臣賞の授与について」（昭和 63 年 10 月 19 日付け 63 畜 B 第 1946 号農林水産省畜産局長通達）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、通知する。

なお、関係都道府県知事に対しては、別途通知したので申し添える。

- 別 紙 -

新 旧 対 照 表

新	旧
1 賞状の授与及び賞牌の授与の基準 (1)～(2) (略) (3)(1)及び(2)のほか、地方競馬間における全国的な交流競走、地方競馬における中央競馬との指定交流競走等であって、地方競馬における競走馬の資質の向上と競馬の健全な発展を図る上で重要な意義を有するものとして生産局長が特に認めるもの年9件について賞状を授与し、このうち5件については賞牌を併せて授与する。	1 賞状の授与及び賞牌の授与の基準 (1)～(2) (略) (3)(1)及び(2)のほか、地方競馬間における全国的な交流競走、地方競馬における中央競馬との指定交流競走等であって、地方競馬における競走馬の資質の向上と競馬の健全な発展を図る上で重要な意義を有するものとして生産局長が特に認めるもの年7件について賞状を授与し、このうち4件については賞牌を併せて授与する。
2～7 (略)	2～7 (略)

なお、関係都道府県知事に対しての別途通知の記載は省略した。

(注) インターネットの画面表示にて、新旧対照表の(新)と(旧)の欄の行にずれが生じる場合があります。

# 人 事

## 地方競馬全国協会役員・職員の人事異動について

【役員の退任】 (平成 14 年 3 月 31 日付け)

理事 川野 洋和

【役員の就任】 (平成 14 年 4 月 1 日付け)

理事 坂本 勉

【職員の退職】 (平成 14 年 3 月 31 日付け)

松村 芳彦 (地方競馬教養センター所長)

坂本 勉 (総務部長)

【配置換】 (平成 14 年 4 月 1 日付け) 部・所長

総務部長 保坂 敏 (総務部次長)

公正部長 福永 光男 (公正部首席公正専門役)

畜産振興部長 澤村 興隆 (畜産振興部次長)

地方競馬教養センター所長 蒲 莞爾 (公正部長)

氏名の括弧内は異動前の役職

# できごと

平成14年3月

3月 6日	第5回馬主登録審査委員会
3月14日	第5回免許試験委員会
3月15日	ダート競走格付委員会
3月22日	マスコミ現地検討会(大井)
3月23日	第75期騎手候補生修了面接(地方競馬教養センター)
3月28日	第75期騎手候補生修了式(地方競馬教養センター)